

日本不織布協会

競争法コンプライアンス規程

第1条（目的）

日本不織布協会（以下、「当協会」という）は、わが国における「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」および同法と同様の趣旨で制定された各国・地域の競争法（以下合せて「競争法」という）を十分に尊重し、当協会の活動が、市場の公正かつ自由な競争を制限または阻害することなく会員企業及びその社員等が安心して活動を行う事が出来る環境を整備するために本指針を定める。

第2条（定義）

1. この規程で「会合」とは、総会、理事会、幹事会、委員会、部会、懇親会等形式を問わず当協会の活動とされる全ての会合をいう。
2. この規程で「会議」とは、会合のうち、懇親会以外のものをいう。
3. この規程で「懇親会」とは、会合のうち賀詞交歓会等の懇親を目的とするものをいう。
4. この規程で「会員企業」とは、当協会を構成する正会員企業および賛助会員企業をいう。
5. この規程で「当協会役職員」とは、当協会の会長、副会長、監事、理事、顧問及び事務局員をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、すべての当協会の全ての活動に適用され、当協会役職員並びに当協会の会合または活動に参加する会員に適用する。

第4条（責任者および責務）

本規程の当協会における総括責任者は会長とし、事務局長がその事務を補佐するものとし、本規程の内容または運用に疑義が生じる又は生じるおそれがある場合には、事務局長が速やかに理事会に報告する。

第5条（会合における禁止事項）

当協会が主催する会合においては、次のような事項について話題にしてはならない。但し、既に公表されているものはこの限りではない。

1. 販売価格、価格戦略、価格変更の予定などの価格、または数量に関する事項

- 2.取引に係る顧客・販路、または供給のための設備・技術開発や利用等に関する事項
- 3.その他、競争法に抵触する恐れのある行為

第6条（会合の運営）

1. 会合には、当協会事務局員が1名以上出席することを基本とする。
- 2.会議の議長および事務局は、会議において、議題、配布資料等について競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていない事を事前に確認する。
- 3.会議においては、原則として、事前に確認した議題及び配布資料等に沿って議論する。
- 4.会議の議長または事務局員は、その冒頭において、競争法および本規程を遵守することの確認をするとともに、会議の進行中において、出席者の発言が競争法上問題となる恐れがあると判断した場合は、会議の主催者及び出席者は発言者に注意を促すなど会議の適切な進行を図るものとする。それにもかかわらず、発言者が当該発言を中止しなかった場合、当該会議を終了させたいと、当該終了事由を会議議事録に記載させ、遅滞なく顛末を事務局長経由会長に文書で報告する。
- 5.会議の議長は、適切な対応を行ったことの記録を残す。事務局長は、会議議事録の原本または写しを保管する。
- 6.懇親会においては、競争法上問題となるおそれがある行為をした者があった時には、上記4項に記載と同じ処置を実施する。

第7条（統計業務）

- 1.統計情報の収集・管理（以下、「統計業務」という。）は、当協会の会長より指名された事務局員（以下、「統計担当者」という。）のみが行う。
- 2.当協会が会員企業および非会員企業から収集する情報は、実績値のみとし、将来予測に関する情報は収集しない。
3. 統計業務に携わる統計担当者は、企業から収集した情報は機密扱いとし、他の会員を含む第三者に流出しないように厳重な管理を行うものとする。
- 4.一般または会員企業に対して統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を引き起こすことのないよう、具体的な個社情報の特定および抽出ができなくなるよう概括的かつ集合化した情報のみを提供するものとする。

第8条（会員への周知徹底）

当協会は、本規程をホームページに掲載して公開し、当協会役員ならびに会員企業の役員および社員に対して周知徹底を図る。

第9条（調査および罰則）

- 1.事務局長は、第5条、第6条および第7条の規程に違反または違反するおそれのある事態が発生した場合は、事務局の協力を得て、その原因について調査・分析をおこない、その結果を会長に報告しなければならない。
- 2.理事会は、前項の調査結果に応じて適切な措置を講じるものとする。
- 3.事務局長あるいは事務局員が、本規程に違反する行為を行った場合には、就業規則に従って懲戒する。

第10条（既定の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、平成 30年 4月 16日から実施する。